

令和6年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業に係る取扱いについて

三重県高等学校体育連盟

1 目的

高等学校等の生徒の全国・ブロック体育大会への参加を支援し、運動部活動の健全な発展と充実を図るため、交通費、宿泊費、器具・用具運搬費の補助を行う。

2 補助内容

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

該当大会に出場する生徒に支給する交通費及び宿泊費とする。

(2) 器具・用具運搬費補助

該当大会に出場する生徒の競技に必要な器具・用具の運搬に要する費用とする。

3 支給対象大会及び補助率

(1) ブロック体育大会「補助率 1 / 3」

- ① 東海高等学校総合体育大会
- ② 東海高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 東海高等学校選抜体育大会
- ④ 東海高等学校新人陸上競技大会
- ⑤ 東海高等学校駅伝競走大会
- ⑥ 東海地区高等学校野球大会
- ⑦ 東海地区盲学校体育大会
- ⑧ 東海地区聾学校体育大会

(2) 全国体育大会「補助率 1 / 2」

- ① 全国高等学校総合体育大会（スキー、スケート競技を含む）
- ② 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 全国高等学校選抜大会
- ④ 全国高等学校駅伝競走大会
- ⑤ 全国盲学校体育大会
- ⑥ 全国聾学校体育大会
- ⑦ 全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権大会
- ⑧ 上記に準ずる大会（全国大会としてスポーツ庁が認めた大会のうち、三重県高等学校体育連盟と三重県教育委員会が協議して決定する。）

4 支給対象

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

支給の対象となる者は、三重県内に所在する高等学校等の生徒とし、該当大会の正規の登録メンバーとする。

(2) 器具・用具運搬費補助

- 〔支給対象競技〕
- ① ローイング競技
 - ② ヨット競技
 - ③ カヌー競技
 - ④ 陸上競技（棒高ポール、槍）
 - ⑤ スキー競技（板・ストック）
 - ⑥ 自転車競技

5 支給方法

該当する高等学校等の請求に基づいて、三重県高等学校体育連盟会長が内容を審査のうえ支給する。

6 申請手続き

該当する高等学校等は、大会終了後すみやかに請求書類を三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する。

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

大会終了後すみやかに請求書類（実績報告書、請求書及び旅費精算請求書）を提出する。ただし、東海・全国高等学校選抜大会、東海・全国盲学校体育大会、東海・全国聾学校体育大会に関する請求には、大会要項のコピーを添付すること。

(2) 器具・用具運搬費補助

大会終了後すみやかに請求書類（領収書）を三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する。

7 その他

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

- ① 交通費は、原則学校所在地から会場の最寄り駅または停留所までの1往復とする。
 - ・生徒の交通費の請求については、学割等を利用した金額で請求するものとする。
 - ・貸し切りバスを利用する場合については、経費を利用者数で除した金額を生徒の交通費として認める。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を請求金額の限度とする。
 - ・自家用車の利用について、生徒が引率者の自家用車等に同乗する場合、生徒の交通費は認められない。

※（注意）自家用車等を利用する場合は、「部活動における児童生徒の輸送に係る交通安全対策について（平成7年3月23日付け、教教第183号、令和3年3月10日、改正）」によること。

- ② 宿泊費は、以下のとおりとする。
 - ・各大会の宿泊要項等に定める額とする。
- ③ 宿泊日数は、出場権のある競技開始日（含む開会式）の前泊から出場権を失った日の宿泊までを請求限度とする。

なお、ブロック体育大会の前泊については、競技開始時間（含む開会式）が、12時を超えるものは対象外とする。
- ④ 三重県内で開催される全国・ブロック体育大会については、原則として宿泊を認めない。

(2) 器具・用具運搬費補助

- ① 器具・用具運搬費については、学校所在地から、大会会場までの1往復の費用とする。

令和6年度全国・ブロック体育大会引率教職員旅費等委託事業実施要項

1 趣 旨

学校における運動部活動は、生徒の個性の伸長や心身の健全な育成、次代を担う少年の競技力の向上が図られ、社会性や道徳性が身につけられるとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎づくりを進めることができる。

本県を代表して、学校運動部活動の成果を発表する場としての学校体育大会に参加する生徒を引率する教職員の旅費を支弁することについて、その取り扱いを定めるものとする。

2 対象者及び引率者数

対象者は、支給対象となる大会に参加する生徒を引率する当該校の校長が認める教職員とし、引率者の人数は男女種目別に1名若しくは2名とする。

3 事業の内容

支給対象大会出場にかかる引率者の旅費を、「職員等の旅費に関する条例」に準じて支給する。（但し、宿泊に係る食費については、1泊につき2食分とする。）

4 対象となる大会

(1) 高等学校等東海・ブロック体育大会（支給割合 10/10）

- ① 東海高等学校総合体育大会
- ② 東海高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 東海高等学校選抜大会
- ④ 東海地区高等学校新人陸上競技大会
- ⑤ 東海高等学校駅伝競走大会
- ⑥ 東海地区高等学校野球大会
- ⑦ 東海地区盲学校体育大会
- ⑧ 東海地区聾学校体育大会

(2) 高等学校等全国体育大会（支給割合 10/10）

- ① 全国高等学校総合体育大会（スキー・スケート競技を含む）
- ② 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 全国高等学校選抜大会
- ④ 全国高等学校駅伝競走大会
- ⑤ 全国盲学校体育大会
- ⑥ 全国聾学校体育大会
- ⑦ 全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権大会
- ⑧ 上記に準ずる大会（全国大会として文部科学大臣が認めた大会のうち、三重県高等学校体育連盟と三重県教育委員会が協議して決定する。）

5 その他

- (1) 県教育委員会は、本事業が効果的に実施されるよう三重県高等学校体育連盟に対し、助言する。
- (2) 三重県高等学校体育連盟は、事業委託前に事業計画を、年度末に業務完了報告書を県教育委員会に提出する。
- (3) 三重県内で開催される全国・ブロック体育大会は、原則として泊を認めないこととする。

令和6年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業 及び
令和6年度全国・ブロック体育大会引率教職員旅費委託事業の取り扱いについて
三重県高等学校体育連盟

I 申請手続きについて

(1) 提出について

【共通】

- ①大会終了後1ヶ月以内または、令和7年4月1日のいずれか早い日までに、実績報告書、請求書、旅費内訳書及び添付書類を、三重県高体連ホームページへアップロードすること。
- ②期日を過ぎる場合は、支給対象外となることがある。
- ③提出方法については「申請書類の提出方法について」（参照：資料1）を確認すること。
- ④提出ファイルは、大会別・競技別に必要書類を一つのファイルにして、提出すること。

(2) 実績報告書及び請求書

【共通】

- ①本事業における高体連からの支払いについて、受領権限を委任する必要があるため、委任欄へ記名押印をすること。（様式2，4，5）
- ②振込口座名義が請求者名であっても、委任欄に記名押印が必要である。（令和3年度財政的援助団体等監査での指摘事項）
- ③「大会派遣費補助事業」もしくは「大会引率教職員旅費委託事業」の旅費請求が必要ない場合も「0円」で提出すること。（様式2，4）

【生徒】

- ①生徒の請求金額における小数点以下の端数は、切り捨てる。

(3) 旅費内訳書

【共通】

- ①該当大会出場に係る用務について、内容を記載すること。（参照：旅費内訳書記載例）

【生徒】

- ①同じ行程であれば1枚の提出でよい。ただし、異なる行程の場合は各行程毎に生徒名を記入し提出すること。

【引率教職員】

- ①同じ行程であっても1人1枚ずつ提出すること。

(4) 添付書類

【共通】

- ①必ず下記の書類を添付すること。

- ・参加申込書のコピー
- ・大会要項及び大会宿泊要項（東海総体、東海定通大会、全国総体、全国定通大会を除く）
- ・各種領収書のコピー
（領収書の宛名は「学校名」もしくは「対象者の個人名」で発行したものとする）

（全国総体のみ）

- ・宿泊精算書のコピー（宿泊先が発行（幹旋旅行会社指定様式）する書類）（参照：資料2）

2 支給対象について

【共通】

- ①学校教育活動として引率教職員に引率された生徒及び、当該校の引率教職員とする。
- ②全国旅行支援等の、公費出張等による利用が想定されていない事業から補助を受けた場合、対象外とする。
- ③生徒と引率教職員が異なる宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費は、対象外とする。

【生徒】

- ①三重県内に所在する高等学校（公立、私立及び高等学校に準ずる学校を含む）の生徒とし、該当大会の正規の登録メンバー（正選手・補欠）とする。
- ②マネージャー・介添・役員・帯同審判員・記録員・セコンド等は登録の有無にかかわらず対象外とする。
- ③レスリング競技の補員及び自転車競技の補欠については、出場できない事が確定した時点で、出場資格を失ったものとし請求すること。補員である生徒が出場した場合、補員と交代した生徒は交代した時点で、出場資格を失ったものとし請求すること。

【引率教職員】

- ①支給の対象となる人数は、男女競技別に生徒6名以内の場合1名、7名以上の場合は2名とする。
- ②男女の区別のない競技は、参加生徒数に対して対象となる人数を決定する。

3 宿泊費について

（1）宿泊場所

【共通】

- ①原則、大会会場の所在する地域（市町村単位及び東京都特別区の全区域）とする。ただし、大会主催者の用意する宿泊斡旋業者を利用した場合を除く。その他の事情により、所在する地域以外で宿泊する場合は、旅費内訳書の摘要欄にその理由を記載すること。学校都合により所在する地域以外で宿泊した場合は、対象外とする。

（2）宿泊対象期間

【生徒】

- ①開始日は、出場資格がある競技初日もしくは、参加した開会式等の前日の宿泊とする。ただし、ブロック大会において開始時間が12時を超える場合は、その当日の宿泊とする。
- ②終了日は、全国大会・ブロック大会ともに、出場資格を失った日の宿泊とする。
- ③開会式がオンラインで実施された場合は、対象外とする。
- ④公式練習（公式ラウンド含む）は対象外とする。

【引率教職員】

- ①開始日は、引率した生徒の出場資格がある競技初日もしくは、参加した開会式及び監督者会議の前日の宿泊とする。ただし、ブロック大会において開始時間が12時を超える場合は、その当日の宿泊とする。
- ②終了日は、全国大会・ブロック大会ともに、引率した生徒の出場資格を失った日の宿泊とする。
- ③開会式、監督者会議等がオンラインで実施された場合は、対象外とする。

（3）宿泊上限額

【生徒】

- ①10,700円を上限とした実費額とする。（1泊2食・税込）

【引率教職員】

- ①【甲地方 11, 700円、乙地方 10, 700円】を上限とした実費額とする。(1泊2食・税込)

甲地方	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
乙地方	甲地方以外の地域

- ②宿泊費について、上限額は大会会場の地域ではなく、実際に宿泊した地域の金額とする。
③旅費内訳書に、宿泊施設名・所在地を明記すること。

(4) 宿泊に伴う食費

【共通】

- ①素泊もしくは1泊1食付にて宿泊した場合、「(3) 宿泊上限額」を上限に朝食代600円、夕食代1, 700円を定額加算ができる。
②無料朝食は、朝食付として扱う。
③昼食は対象外とする。

(5) 宿泊に伴う駐車場代

【引率教職員】

- ①宿泊に伴う駐車場代は、宿泊費として請求する。
なお、その場合は宿泊費+駐車場代として「(3) 宿泊上限額」を上限額とする。

(6) その他

【共通】

- ①県内で開催される全国・ブロック体育大会については、原則として宿泊費は対象外とする。

4 旅費について

(1) 交通費

【共通】

- ①該当大会出場以外の用務に係る交通費は、対象外とする。
該当大会出場以外の用務(合宿及び練習試合含む)の用務地から該当大会へ出発する場合は、その用務地からの請求となる。ただし、学校所在地からの交通費を上限額とする。
該当大会出場後に合宿及び練習試合等、別の用務へ向かった場合は、復路の請求は対象外とする。
②登山競技における大会諸経費は、対象外とする。
③以下の費用は、使用料及び賃借料となるため対象外とする。
レンタカー利用料、タクシー運賃、ロープウェイ運賃、カーフェリーに係る運搬代
④貸切りバスを利用した場合は、「(4) 貸切りバスの利用について」に基づき請求する。

【生徒】

- ①公共交通機関を利用した場合は、「学校所在地から会場の最寄り駅または停留所までの1往復とし、学割等を利用した最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するもの」とする。
②自家用車等に同乗した場合は、対象外とする。

【引率教職員】

- ①公共交通機関を利用した場合は、「原則として最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するもの」とする。
②自家用車を利用した場合は、県の旅費規定に準じ「23円×総距離数(km)」(小数点以下は切り捨て)とする。
③自家用車等に同乗した場合は、対象外とする。

- ④学校所有の車両を利用した場合は、旅行雑費のみを対象とする。
- ⑤公立高校教職員が自家用車等に生徒を同乗させる場合は、「部活動における児童生徒の輸送に係る交通安全対策について（平成7年3月23日付け、教委第183号、平成29年3月2日、一部改正）」によること。但し、請求できる引率教職員数は規程人数を上限とする。

（2）旅行雑費

【引率教職員】

- ①旅行者が公務上の必要により、やむを得ず負担した有料道路及び有料駐車場の利用料金については補助対象日、対象区間に限り請求できる。（必ず領収書等を添付）
- ②宿泊に伴う駐車場代は、宿泊費として請求する。

（3）航空機の利用について

【共通】

◎航空機を利用できる条件および利用できる空港

- ①離島（北海道、四国地区、九州地区及び沖縄県）へ出張する場合は利用することができる。それ以外は、旅費合計額が鉄道を利用する場合よりも低廉な場合は利用することができる。
- ②北海道へ出張する場合の利用空港は、中部国際空港を利用すること。
- ③伊賀市及び名張市以外の地区から四国地区、九州地区及び沖縄県へ出張する場合の利用空港は、中部国際空港を利用すること。ただし、四日市以北の地域から出発する場合は、愛知県名古屋飛行場（県営名古屋空港）も利用することができる。
- ④伊賀市及び名張市から四国地区、九州地区及び沖縄県へ出張する場合の利用空港は、伊丹空港を利用すること。ただし、航空機の時刻などにより、伊丹空港を利用できない場合は、愛知県名古屋飛行場（県営名古屋空港）又は、中部国際空港を利用することができる。

※特別な事情により、上記以外の空港を利用する場合は、事前に高体連事務局へ相談すること。

◎航空機を利用する際の注意点

- ⑤経費削減のため早割等の利用をすること。
- ⑥旅客施設使用料は、対象とする。
- ⑦取扱手数料等「旅行代理店の収入となる費用」は、対象外とする。
- ⑧受託手荷物手数料・座席指定料金は、対象外とする。
- ⑨必ず下記の書類を添付すること。

・領収書

・「搭乗日」「搭乗者名」「搭乗区間」「料金明細」（手数料等費用明細が分かるもの）が分かる資料。

※領収書及び必要資料がない場合（明細が分からない場合）には客観的に支払額等が確認できないため、対象外とする。

（4）貸切りバスの利用について

【共通】

- ①貸切りバスを利用した場合は、その費用を交通費として請求することができる。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を上限とする。
- ②運転手のみ契約した場合は、貸切りバスを利用した場合と同様に請求することができる。その費用に含むことができるものは、「借り上げ料」「有料道路通行料」「駐車料金」「乗務員費用（乗務員宿泊費含）」とする。
- ③貸切りバス費用の算出方法は以下のとおりとする。
- ・ $[\text{経費の総額}] \div [\text{貸切りバスを利用した人数}]$ を行い、1人当たりの単価を算出する。
- ※小数点以下の端数は、教職員は「切り上げ」、生徒は「切り捨て」とする。

④必ず下記の書類を添付すること。

- ・領収書
- ・1人当たりの貸切りバス費用を算出した資料
- ・公共交通機関を利用した場合の経路及び費用を算出した旅費内訳書等の資料

(5) 自家用車出張によるカーフェリーの利用について

【共通】

- ①運転手のフェリー利用料及び車の運搬代は、使用料及び賃借料となるため、対象外とする。
- ②同乗者の船賃は、交通費として請求する。
- ③フェリー利用に係る食卓料は、利用時間によって夕食費相当額1,700円、朝食費相当額600円を請求できる。その際は宿泊費として請求する。

5 宿泊費・交通費の主催者等からの補助について

【共通】

- ①全国選抜大会、選手権大会では、主催者からの補助金が支給される場合があり、その場合は支給される補助額を減じて請求すること。{ (請求額－補助額) × 補助率 1/2 }
- なお、補助額の証明となる資料（精算書及び補助額の振込が証明できる資料）を必ず添付すること。

6 器具・用具運搬費補助について

【生徒】

- ①器具・用具運搬費については、学校所在地から、大会会場までの1往復の費用とする。
- ②支給の対象となる競技及び物品は以下のとおりとする。
 - ・ローイング競技
 - ・ヨット競技
 - ・カヌー競技
 - ・陸上競技（棒高ポール、槍）
 - ・スキー競技（板・ストック）
 - ・自転車競技
- ③衣類等が入っている鞆等は対象外とする。

【資料1】

申請書類の提出方法について

I 申請書類の提出方法について

(1) ファイルの作成について

- ①様式 1,2,3,4,5 をプリンアウトし押印後、競技別・大会別に必要書類一式を一つの PDF ファイルにする。
- ②ファイル名は「【東海】(競技名).pdf」もしくは「【全国】(競技名).pdf」とする。

(2) 書類の提出方法について

- ①旅費補助委託事業をクリックする

三重県高等学校体育連盟

お知らせ 専門部一覧 大会成績 学校関係 専門部関係 事務所より リンク集

三重県高等学校体育連盟のホームページです。
頑張る高校生を応援します。

お知らせ

- 2023年04月04日(火) お知らせ コロナウイルス感染症拡大防止に合わせたガイドラインを更新しました。
- 2023年04月02日(日) お知らせ 令和5年度 団体課分相金及び負担金納入について更新しました。
- 2023年01月26日(木) お知らせ コロナウイルス感染症拡大防止に合わせたガイドラインを更新しました。
- 2022年11月19日(日) お知らせ 三重県高等学校短期大会について。
- 2022年09月20日(火) お知らせ コロナウイルス感染症拡大防止に合わせたガイドラインを更新しました。

トピックス

- 大会成績
国体・全日本選手権・全国総体・全国大会に関する情報を掲載しています。
- コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン
新型コロナウイルス感染症拡大防止に合わせた大会が開始に関するガイドラインを掲載しています。
- 旅費補助委託事業・運動部強化事業
「令和4年度 派遣員研修事業・派遣員委託事業」「派遣員研修事業」関係資料はこちらからです。
- 専門部一覧
各専門部のホームページはこちらです。

検索

バナー

体罰根絶に
向けた取り組み

アスリートの会費、写真・動画の運用、
あるいはSNS投稿は無料で行えます。

インターハイ・100周年のLIVE中継!
イフハイTV

部活 部活アプリ
これひとつ
Produced by ASFEEL

②「提出フォームはこちら」をクリックする

旅費補助委託事業における対象大会一覧を更新しました

全国・ブロック体育大会派遣費補助事業 全国・ブロック体育大会引率教職員旅費等委託事業
実施要項・取扱い・様式



R5 対象大会一覧(12.22)



R5 全国・ブロック体育大会派遣費補助事業 引率教職員旅費委託事業 (6月7日改定)



様式1～7 及び 旅費内訳書

[提出フォームはこちら](#)

③必要事項を入力し、添付ファイルに申請書類を添付する

提出書類

★令和5年度 全国・ブロック体育大会派遣費補助事業 全国・ブロック体育大会引率教職員旅費等委託事業

添付ファイル

必須

ファイルを選択

またはファイルをドロップ

※複数のファイルを添付する場合は、圧縮(zip形式)にして選択してください。

所属(専門部・学校名等)

必須

氏名

必須

メールアドレス

必須

電話番号

必須

・提出者、電話番号及びメールアドレスは、各学校の高体連旅費担当者の情報を入力ください。※担当者のメールアドレスがない場合は、「no@address」と記入ください。